



島根県報

平成30年4月13日（金）

号外第67号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第288号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	益田澄川線	益田市匹見町澄川イ 2245番3地先から同地先まで	前	メートル 4.40～ 17.40	74.00	災害防除工事 拡幅
			後	14.70～ 31.10		
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口637 番4地先から同地先まで	前	4.60～ 5.00	7.00	災害復旧工事 拡幅
			後	4.60～ 6.90		
〃	三隅美都線	益田市美都町宇津川ハ 411番1地先から同ハ 1054番2地先まで	前	4.00～ 30.00	281.00	道路改良工事 拡幅
			後	5.80～ 61.20		
〃	新南陽津和 野線	鹿足郡吉賀町柿木村柿 木565番1地先から同 539番2地先まで	前	6.70～ 9.80	23.70	交通安全工事 拡幅
			後	7.50～ 13.50		

島根県告示第289号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田澄川線	益田市匹見町澄川イ2245番3地先から同地先まで	メートル 74.00	平成30年 4月13日	益田県土整備事務所	
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口637番4地先から同地先まで	7.00	平成30年 4月13日		
〃	三隅美都線	益田市美都町宇津川ハ411番1地先から同ハ1054番2地先まで	281.00	平成30年 4月13日		
〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村柿木565番1地先から同539番2地先まで	23.70	平成30年 4月13日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	